

岩手県告示第795号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成15年岩手県告示第848号）で告示した繋温泉鳥獣保護区、鶯宿鳥獣保護区、紫波町新山鳥獣保護区、大窪山五葉山鳥獣保護区及び岩泉町大川鳥獣保護区の区域を次のとおり変更した。

平成25年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 変更後の繋温泉鳥獣保護区の区域 盛岡市地内の一般県道盛岡鶯宿温泉線と盛岡市と岩手郡雫石町の境界との交点を起点とし、同点から一般県道盛岡鶯宿温泉線を北東に進み大繋沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸を南東に進み国有林盛岡森林管理署3林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み国有林盛岡森林管理署3林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林盛岡森林管理署2林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み盛岡市と岩手郡雫石町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
(2) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 2 (1) 変更後の鶯宿鳥獣保護区の区域 岩手郡雫石町地内の主要地方道盛岡横手線と一般県道盛岡鶯宿温泉線との交点を起点とし、起点から主要地方道盛岡横手線を南西に進み町道男助1号線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道大村・切留線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道鶯宿・切留線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み林道八百平線との交点に至り、同点から同林道を北東に進み町道八百平線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道盛岡鶯宿温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
(2) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 3 (1) 変更後の紫波町新山鳥獣保護区の区域 紫波郡紫波町地内の町道新山線と電話ケーブル新山線との交点を起点とし、起点から町道新山線を南西に進み新山牧野と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み紫波郡紫波町と稗貫郡石鳥谷町の境界との交点に至り、同点から同境界を南に進み新山牧野と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み新山ゴルフ場と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進みさらに北東に進みさらに南に進み電話ケーブル新山線との交点に至り、同点から同電話ケーブル線を北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
(2) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 4 (1) 変更後の大窪山五葉山鳥獣保護区の区域 大船渡市内の一般県道唐丹日頃市線とマサカリ沢との交点を起点とし、同点から一般県道唐丹日頃市線を北東に進み大船渡市と釜石市との境界に至り、同点から同境界を北西に進み国有林三陸中部森林管理署17林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み国有林三陸中部森林管理署19林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林三陸中部森林管理署20林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を西に進み国有林三陸中部森林管理署30林班と民有林の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進みマサカリ沢左岸との交点に至り、同点から同沢左岸に沿って南東に進み起点に至る線で囲まれた区域
(2) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。
- 5 (1) 変更後の岩泉町大川鳥獣保護区の区域 下閉伊郡岩泉町地内の一般県道大川松草線と倉ノ沢との交点を起点とし、起点から一般県道大川松草線を西に進み町道川崎線との交点に至り、同点から同町道を南に進み民有林303林班及び304林班と国有林三陸北部森林管理署3林班及び4林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに南西に進み民有林308林班1小班、2小班、3小班、4小班及び5小班と同林班6小班及び7小班的境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み外山川右岸と交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み大規模林道八戸川内線との交点に至り、同点から同大規模林道を北に進み大川川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み高崎山に通じる山道との交点に至り、同点から同山道を東に進みさらに北東に進み倉ノ沢との交点に至り、同点から同沢を下流に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
(2) 鳥獣保護区の保護に関する指針 別紙のとおり。

備考 「別紙」は、省略し、岩手県環境生活部自然保護課並びに所管する広域振興局の保健福祉環境部及び保健福祉環境部保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。